

答申保第17号  
平成22年9月16日  
(諮問保第21号関係)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報を不訂正とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定に基づき、平成20年6月17日付けで、「平成20年4月21日付け鹿相第25号保有個人情報一部開示決定通知書において開示した保有個人情報」の訂正請求を行った。

これに対し、実施機関は、平成20年7月16日付け鹿相第49号で不訂正決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成20年9月22日付けで実施機関の上級庁である鹿児島県公安委員会（以下「審査庁」という。）に審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるといものである。

(3) 審査請求の理由

本件審査請求人が、審査請求書及び意見書の中で述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 一部開示された私の個人情報は捏造されていた。「〇〇〇元会員の〇〇〇」という人物など私は知り得ない。事実は、〇〇〇の〇〇〇と〇〇〇の不法行為により甚大な被害を被ったと申告し、刑事告訴したい旨申し出たのである。訂正請求時には資料も添付している。

条例27条第1項で訂正の申し出は請求権として制度化された。これは当該個人情報が正確であるかどうかについて最もよく判断できる本人に情報訂正を主張する機会を確保するものである。本人が事実でないとして申し出ているのに、的外れの理由で訂正がなされないのは、私の請求権の侵害であると同時に不正確な個人情報に基づく行政処分により私の権益を侵犯するものであるため、私は、この処分の取り消しを求め、人権を回復したい。

イ 不訂正決定処分の取消しを求める理由は、資料の通りであり、裁決の前提としての行政庁の事実認定の誤りがあることを指摘したい。即ち裁量権行使の前提を欠くことになるので、裁量権の踰越(逸脱)濫用に該当すると考えられるので、私はこの決定を不当と考え、処分の取消しを求める。

また、私は、この請求の後、各機関との手続きを進め、意見書を提出し、話し合いをして参ったが、一部警察職員の不祥事が判明、悪質な虐待、不正行為により生死に関わる甚大な被害を受け、重大な犯罪被害も被ったので、身内かばいや不祥事隠蔽につながる処分理由説明は認められない。

今回は、その後の状況がわかる資料を添付し、事実確認を促し、適正な警察活動がなされることを切に願う。

### 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

審査庁から提出された実施機関の処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 対象保有個人情報について

対象保有個人情報が記載されている「苦情・相談等事案処理票」は、県民等から寄せられる苦情、相談等について、その受理から処理に至るまでの事務を一元的に管理し、組織的かつ適切に遂行するため、申出者の氏名、住所等の個人情報を登録した「鹿児島県警察苦情・相談等事案処理システム」から出力したものである。

本件訂正請求に係る保有個人情報は、平成19年8月21日に受理された「苦情・相談等事案処理票」中の「申出内容」欄に記載されており、同処理票は苦情・相談等を受理した警察職員が申出者の申し出た内容等をそのまま記載したものである。

#### (2) 不訂正決定処分の理由

条例第28条の「訂正請求に理由がある」とは、実施機関による調査等の結果、請求どおり保有個人情報が事実でないことが判明したときとしている。適切な調査等を行ったにもかかわらず、事実関係が明らかにならなかった場合には、当該請求に理由があると確認できないこととなり、実施機関の長としては、訂正決定を行うことはできないとしている。

本件訂正請求の対象となっている保有個人情報に関し、訂正請求者(審査請求人)が条例第27条第2項に基づき提出した「訂正を求める内容が事実と合致することを疎明する書類等」を基に必要な調査(対象保有個人情報の受理者からの聞き取り等)を実施したが、訂正を求める内容が事実と合致しているか否か判明しない。

また、当該保有個人情報は、客観的な正誤の判定になじまない情報であり、調査結果からも正確な事実が何であるか明らかでなく、正誤の判定ができないため、「訂正請求に理由がある」とは認められず、訂正決定を行うことができないため、条例第28条ただし書の「その他訂正をしないことにつき正当な理由があるとき」に該当し、不訂正とした。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年10月9日	諮問を受けた。
11月12日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
11月13日	審査請求人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
平成21年1月19日	審査請求人から意見書を受理した。
10月28日	諮問の審議を行った。
12月22日	諮問の審議を行った。（実施機関から本件処分の理由等を聴取）
平成22年1月29日	諮問の審議を行った。
7月28日	諮問の審議を行った。
8月23日	諮問の審議を行った。

##### (2) 審査会の判断

###### ア 本件訂正請求について

本件訂正請求は、実施機関が平成20年4月21日付けで一部開示決定により開示した、審査請求人に係る保有個人情報について、なされたものである。

訂正を求める部分は、平成19年8月21日受理の「苦情・相談等事案処理票」中の「申出内容」欄の1行目、「叔父に知られたくなくて」（以下「請求事項1」という。）の部分及び22行目の特定の個人名（以下「請求事項2」という。）である。

実施機関は、訂正を求める内容が事実と合致しているか否か判明しない、また、当該保有個人情報は、客観的な正誤の判定になじまない情報であり、調査結果からも正確な事実が何であるか明らかでなく、正誤の判定ができないため不訂正としたと説明している。

###### イ 訂正請求の対象情報(条例第26条)について

訂正請求については、条例第26条第1項において、同項第1号ないし第3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定されている。

個人情報には、事実に関するものと評価・判断等に関するものがあり、事実に関する情報は、客観的な正誤の判定が容易であり、訂正請求の対象になるが、個人に関する評価、判断、意見等のように客観的な正誤の判定になじまない情報は、訂正請求の対象にはならないと解される。

ウ 請求事項1の訂正請求対象情報該当性について

審査庁は、処分理由説明書において、審査請求人が提出した書類等を基に対象保有個人情報受取者からの聞き取り等を実施したが、訂正を求める内容が事実と合致しているか否か判明しない旨説明する。

しかしながら、請求事項1は、審査請求人が別途、条例に基づく保有個人情報開示請求により実施機関から開示を受けた自己を本人とする個人情報であるが、当該内容は、「知られたくない」という個人の心情の部分に係る訂正請求で、客観的な正誤の判定になじまない情報であると考えられる。

したがって、請求事項1に係る訂正請求については、条例第26条の訂正を請求することができる保有個人情報に該当するとは認められない。

エ 請求事項2の訂正請求対象情報該当性について

請求事項2は、審査請求人が別途、条例に基づく保有個人情報開示請求により実施機関から開示を受けた自己を本人とする個人情報であることから、条例第28条第1項第1号に該当すると認められる。

また、当審査会において、請求事項2にかかる対象保有個人情報を見分したところ、当該訂正請求部分は、苦情・相談の申出内容における個人の氏名であることから、条例第26条の訂正請求の対象となる「事実」に該当すると認められる。

オ 請求事項2の訂正の要否について

(ア) 条例第28条（保有個人情報の訂正義務）について

条例第28条は、「実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。ただし、当該訂正請求に係る保有個人情報について実施機関に訂正の権限がないときその他訂正をしないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定している。

訂正請求の請求人は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないかと判断し、③その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているのか等の、請求を受けた実施機関が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を、実施機関に自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要があるが、仮に、訂正請求の請求人から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても請求人が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、一般的に、条例第28条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断される。

(イ) 請求事項2の訂正の要否

実施機関は、受理者への聞き取りの結果、受理票のとおり申出内容であったとする一方、審査請求人は、内容が誤っており、資料を添付して、本人が事実でないと申し出ているとしている。

しかしながら、当審査会において審査請求書、意見書及び添付資料並びに実施機関の説明を踏まえて検討したところ、請求事項2に係る部分の記載が事実でないという客観的な根拠は示されていないことから、審査会としては当該請求対象部分が事実と異なると判断できる具体的な根拠を認めることができない。

したがって、請求事項2に係る訂正請求については、訂正請求に理由があるとは認められず、条例第28条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。

カ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。